

令和2年2月26日

保護者の皆様

旭川市立西御料地小学校  
校長 石ヶ森 孝 順

### 感染症の拡大防止のための臨時休校のお知らせ

向春の候、保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動にご理解とご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国内並びに道内における新型コロナウイルス感染症の罹患者の拡大が続き、旭川市においても2月25日現在で8人の感染が確認されている状況を踏まえ、旭川市教育委員会から学校へ、北海道知事及び北海道教育委員会の要請を受け、次のとおり市内小中学校の一斉臨時休校を決定した旨通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、保護者の皆様には、次のとおり児童の休校中の生活にご留意いただき、感染防止に一層努めていただきますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 1 臨時休校期間

令和2年2月27日(木)～3月4日(水)

※3月5日(木)より通常の登校となります。

#### 2 臨時休校中の家庭での過ごし方

- (1) 休校期間中は、健康であっても外出を避け、自宅で家庭学習等に取り組ませてください。
- (2) 家庭内でも手洗いと咳エチケットなど基本的な感染症予防対策を続けてください。
- (3) 休校期間中は、習い事などへの参加を自粛するようお願いいたします。
- (4) 朝・晩の健康観察を行っていただき、発熱や咳等の症状があった場合は、2月24日付の厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」(裏面)を参考にされて、適切な行動をお願いいたします。なお、発熱等の体調に著しい変化があれば西御料地小学校にも連絡をお願いいたします。
- (5) 休校期間中は、放課後児童クラブについても休会となります。
- (6) 休校期間中の家庭学習につきましては、一定の学習プリントを配付しましたが、別紙「こんな学習をしてみましよう」の内容を参考にしながら、基本的には教科書を用いたこれまでの学習の復習などに取り組ませるようご協力をお願いいたします。

#### 3 今後の出席停止措置について

休校期間中は、出席停止扱いとなりますが、2月25日付けの北海道教育委員会の通知により、次に該当する場合は、出席停止となりますのでご注意ください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患した者は、治癒するまでの間、出席停止とする。
- (2) 次の(ア)又は(イ)までに掲げる者は、次のとおり出席停止として取り扱う。
  - (ア) 保健所から濃厚接触者として特定された者(濃厚接触者の可能性がある者を含む。)及びその家族は、指定された健康状態の観察が終了するまでの間あるいはそれに相当する期間
  - (イ) 発熱等の風邪の症状が見られる者は症状が見られなくなるまでの間

**みなさまにお願いしたいこと**

この1～2週間の動向が、国内で急速に感染が拡大するかどうかの瀬戸際であると考えています。そのため、我々市民がそれぞれできることを実践していかねばなりません。

特に、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、外出をせず、自宅で療養してください。ただし、以下のような場合には、決して我慢することなく、直ちに都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にご相談下さい。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
  - ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

また、症状のない人も、それぞれが一日の行動パターンを見直し、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り、回避して下さい。症状がなくても感染している可能性があります。心配だからといって、すぐに医療機関を受診しないで下さい。医療従事者や患者に感染を拡大させないよう、また医療機関に過重な負担とならないよう、ご留意ください。